

川北町長 宛

住所

氏名（法人名）

代表者氏名

㊞

電話番号

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び
償却資産に対する固定資産税の特例措置に関する申請書

地方税法附則第 63 条に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の特例措置について、下記の通り申請します。

記

1. 事業収入減少割合について

下表に記入のうえ、収入減を証する書類を併せて提出してください（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）

令和2年 月 日から 同年 月 日 令和2年2月から10月までの 連続する3ヶ月を記載			年 月 日から 同年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月	月	月	月	月	月
円	円	円	円	円	円
合計： 円・・・①			合計； 円・・・②		

事業収入減少割合： % 小数点以下切り捨て (1 - ① / ②)

50%以上減少している場合 全額減免

30%以上 50%未満減少している場合 1/2 減免

2. 特例対象資産について

申告の有無	対 象 資 産
	事業用家屋 (別紙のとおり)
	償却資産

※申告の有無欄には、申告する資産に○をつけてください

※償却資産については、毎年行われる償却資産の申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります(この申告のほかに、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です)

※事業用家屋については、別紙に対象資産を記入してください

3. 誓約事項について

以下の(1)から(3)について、事実と相違ないことを誓約します。

(1)「1.事業収入減少割合について」に記載した事業収入減少について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。

(2) 申告者が資本もしくは出資を有する法人の場合

資本金もしくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由にも該当しないこと。大企業の子会社等(下記のいずれかの要件に該当する企業)は対象にはなりません。

- ① その発行済株式または出資(その有する自己の株式または出資は除く。②において同じ)の総数または総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人
- ② その発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上の大規模法人の所有に属している法人

※「大規模法人」とは、租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。

(3) 申告者が資本もしくは出資を有しない法人または租税特別措置法第10条第

7項第6号に規定する中小企業者の場合

常時使用する従業員の数が1,000人以下であること

【認定経営革新等支援機関等確認(記入)欄】

上記1～3の申告内容について、申請者から提供をうけた会計帳簿等と相違ないことを確認しました

住所

名称

代表者役職・氏名

④

担当者

電話番号

備考：

1. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき罰則を科せられることがあるので、留意すること。
2. 本特例の申告は、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
3. 本特例の申告は、令和3年2月1日までに申告された場合に限り、適用するものである。

(別紙) 特例対象資産一覧

No	家屋の所在地	延 床 面 積		
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%
		m ²	うち事業用	
			m ²	%

※1 事業専用割合がわかる資料（青色申告決算書等）を添付してください

※2 認定支援機関等の確認を受けた後、資料の異動、取得等があった場合に再確認を受け再提出してください

※3 償却資産については、毎年行われる申告書と同時に提出してください